Web 年金広報
2026 10 月号
Vol.163（通巻808号）

発行所 特定非営利活動法人 年金・福祉推進協議会
〒101-0047
東京都千代田区内神田 2-15-9 The Kanda 282 9F
TEL:03-5209-1281 FAX:03-3256-8928
https://www.npo-nenkin.jp
E-mail：info@npo-nenkin.jp

年金委員の扉

年金委員知っ為情報 （13）
国民年金保険料の育児免除制度が10月から始まりました

年金委員のみなさんが知っておくとためになる「年金委員知っ為情報」。今回のテーマは「国民年金保険料の育児免除制度が 10 月から始まりました」です。ご近所に 1 歳未満の子を育てている第 1 号被保険者の方がいらっしゃいましたら、是非ともご利用をお勧めください。

◆1歳未満の子を養育する父母を支援

日本年金機構は10月 1 日、国民年金保険料の育児免除制度が同日から始まったと機構のホームページで公表しました。育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、1歳未満の子を養育する第1号被保険者の保険料を所得に関係なく免除されます。

この制度をご利用できる方は、20歳以上60歳未満の自営業者、農業者、学生、無職の人などで、子と同一住所の実父母・養父母。夫婦ともに第 1 号被保険者である場合は、お二人とも、国民年金の保険料が免除されます。保険料が免除される期間は、産前産後免除期間がある実母は同期間に続く9か月間、実父や養父母などは子を養育し始めた月から1歳の誕生日の前月までの最大12か月間です。10月前に生まれた子も対象となりますが、免除される保険料は今年10月分以降に限ります。

免除期間については。保険料を納付したものとして、将来受ける老齢基礎年金額の計算に入れることができます。届出は市区町村の国民年金担当窓口や郵送、マイナポータルでも受け付けています。産前産後免除後も引き続き子を養育していることを機構が確認できる実母については、一定の条件を満たしていれば、届出が不要となります。

実母の場合

産前産後免除期間を有する実母の場合は、産前産後免除期間に引き続く9カ月間、国民年金保険料が免除されます。（令和8年10月1日以降に限る）

（例）子の出産（予定）日が令和9年5月1日の場合、令和9年8月から令和10年4月の9カ月間が育児免除期間に該当します。

育児免除イメージ図

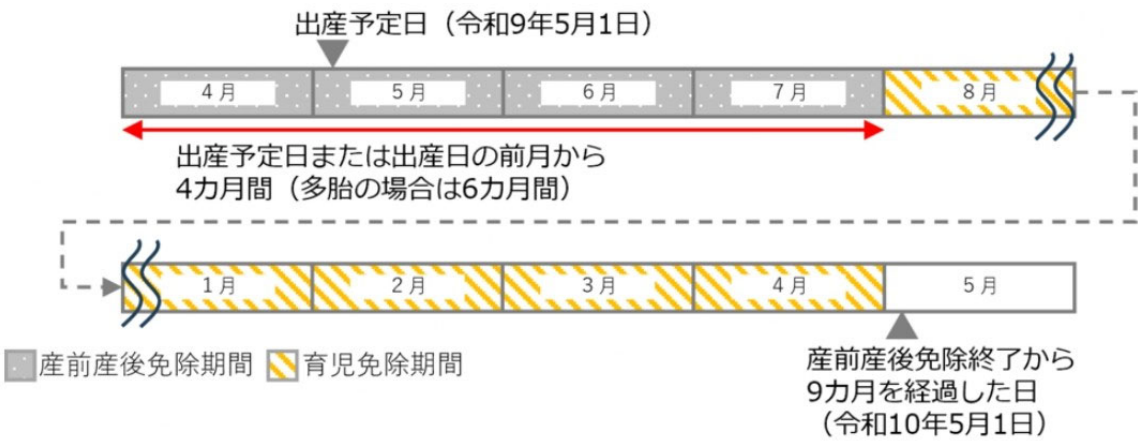

実父または養父母の場合（産前産後免除期間を有しない実母を含む）

子を養育することとなった日の属する月から、1歳になる誕生日の前月までの最大12カ月間、国民年金保険料が免除されます。（令和8年10月1日以降に限る）

（例）子の出産日が令和9年5月1日の場合、令和9年5月から令和10年4月の12カ月間が育児免除期間に該当します。

育児免除イメージ図

ページ

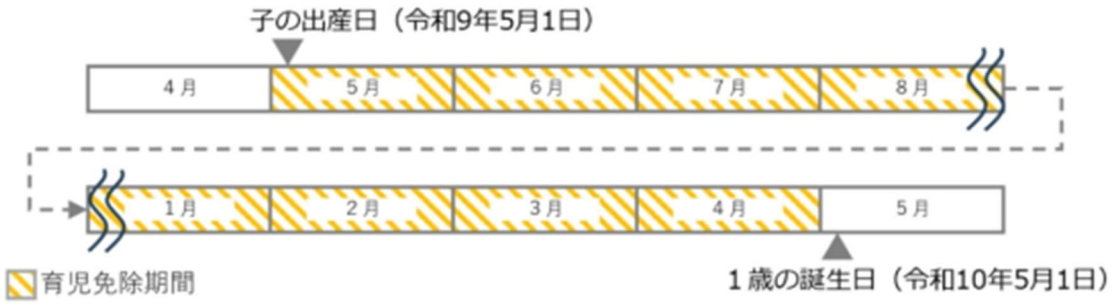

●年金生活者支援給付金請求書（はがき型）が入った緑の封筒書

Web 年金広報

2026 10 月号
Vol.163（通巻808号）

発行所 特定非営利活動法人 年金・福祉推進協議会
〒101-0047
東京都千代田区内神田 2-15-9 The Kanda 282 9F
TEL:03-5209-1281 FAX:03-3256-8928
https://www.npo-nenkin.jp
E-mail：info@npo-nenkin.jp

地域型年金委員のお仕事 （13）

令和8年分の社会保険料（国民年金保険料）控除証明書が送られてきます

日本年金機構では、10月になると、国民年金保険料を納めた方に対して、令和8年分の「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」をお送りしています。ご近所に国民年金保険料を納めている方がいましたら、アドバイスしてください。

◆国民年金保険料を納付した人が年末調整や確定申告のときに使います

日本年金機構では、令和8年分の社会保険料（国民年金保険料）控除証明書を、令和8年中に国民年金保険料を納付した人に対してお送りしています。この証明書は、令和8年中に国民年金保険料を納付した人が年末調整や確定申告をするときに使います。

国民年金保険料を令和8年1月1日から9月30日までに納付した人には、電子データの控除証明書が10月中旬から下旬にかけて、はがき様式の書面の控除証明書は10月下旬から11月上旬にかけて順次送られてきます。

また、令和8年10月1日から12月31日までに国民年金保険料を納付した人のうち、9月までに保険料を納めた人を除いた人には、電子データの控除証明書が令和9年1月下旬から順次送付され、はがき様式の書面の控除証明書は2月上旬に郵送されてきます。なお、電子データの控除証明書が送られてくる人には、はがき様式の書面の控除証明書は郵送されてきません。

国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象となります。厚生年金保険などの加入者でも、年内に国民年金保険料を一度でも納付していれば、社会保険料（国民年金保険料）控除証明書が送られてきます。電子データの控除証明書は、国税庁のe-Taxで確定申告をするときなどに利用できます。

●1年間前納せずに国民年金保険料を納付した人に届く控除証明書

●13か月以上の前納により国民年金保険料を納付した人に届く控除証明書

2610 1034 005

ご本人様控

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書

被保険者氏名
基礎年金番号
令和8年中（令和8年1月1日から令和8年9月30日まで）の納付済保険料額

①納付済額	納付済保険料の証明額	円
②見込額	10月1日から12月31日までに納付が見込まれる保険料額	円
③合計額	①納付済額＋②見込額（②見込額がある場合に表示）	円

各年に分けて申告する場合の証明額

申告年分	証明額
	円
	円
	円

納付状況の内訳

年＼月	納付対象月 1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12

- 「済」は令和8年中に納付した月を示しています。
- 「見」は令和8年中に納付が見込まれる月を示しています。
- **令和8年中に納付した保険料は令和8年分として申告できます。**
  10月1日から12月31日までに、「済」または「見」が**表示された納付対象月以外の保険料を納付した場合は、本証明書に加えて領収証書を添付のうえ、合算して申告**してください。

社会保険料控除の申告の際は、
ここから切り取ってご使用ください。

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書

被保険者氏名

証明日：令和8年10月1日
令和8年中の納付済保険料額

①納付済額	円
②見込額	円
③合計額	円

各年に申告する場合の証明額

申告年分	証明額
	円

歳入徴収官
厚生労働省年金局事業管理課長　印

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書

被保険者氏名

証明日：令和8年10月1日
令和8年中の納付済保険料額

①納付済額	円
②見込額	円
③合計額	円

各年に申告する場合の証明額

申告年分	証明額
	円

歳入徴収官
厚生労働省年金局事業管理課長　印

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書

被保険者氏名

証明日：令和8年10月1日
令和8年中の納付済保険料額

①納付済額	円
②見込額	円
③合計額	円

各年に申告する場合の証明額

申告年分	証明額
	円

歳入徴収官
厚生労働省年金局事業管理課長　印